定　　款

第　1　章　　総　　則

（商号）

第　1　条　当会社は株式会社菱友システムズと称し、英文ではRyoyu　Systems　Co.,Ltd.と表示する。

（事業目的）

第　2　条　当会社は次の各号の事業を営むことを目的とする。

（1）情報通信システムに関するコンサルテーション

（2）情報通信システムに関する企画、設計、開発、構築、運用、保守、教育・研修の実施

（3）情報通信システムに関するソフトウェア、ハードウェア、周辺機器および部品、用品の販売、保守、賃貸ならびに古物売買

（4）工業製品等の設計、解析・シミュレーション

（5）前項に係る解析ソフトウェアの開発

（6）情報通信システムを利用した各種情報処理サービス

（7）労働者派遣事業

（8）前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第　3　条　当会社は本店を東京都港区に置く。

（機関）

第　4　条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（1）取締役会

（2）監査等委員会

（3）会計監査人

（公告の方法）

第　5　条　当会社の公告は、電子公告により行う。

2　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第　６　条　当会社の発行可能株式総数は４，７６８，０００株とする。

（自己株式の取得）

第　７　条　当会社は、会社法第１６５条第２項により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第　８　条　当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第　９　条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第１１条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等およびその手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　前項に係らず必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第　３　章　　株　主　総　会

（招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して、提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに、当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第１７条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第１８条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第　４　章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役は、１５名以内とする。

２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。

２　前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２１条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、会社を代表すべき取締役若干名を定める。代表取締役は、各自会社を代表する。

２　取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、当会社に取締役社長１名を定める。また取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の３日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の委任）

第２７条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第２８条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印または電子署名する。

（取締役の報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第３０条　当会社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は取締役（会社法第２条第１５号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第　５　章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第３１条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第３２条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、招集通知期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３３条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。

（監査等委員会の議事録）

第３４条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規則）

第３５条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則の定めるところによる。

第　６　章　　会　計　監　査　人

（会計監査人の選任）

第３６条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３７条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３８条　会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第　7　章　　計　　算

（事業年度）

第３９条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当等の決定）

第４０条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第４１条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４２条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　未払の配当金には利息を付けない。

附　　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

１．平成２８年６月開催の第４８回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

２．平成２８年６月開催の第４８回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。